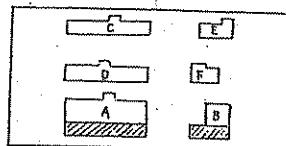


控

(非公開図書のイメージ図を並記した第1審最終準備書面の一部・34頁16行関係)



右各断面図（A、B）は本件庁舎全部（地下一階、二階、三階）についての図面であるが、右各立面図（C、D、E、F）は地上階部分に限られている。図は、右図書の断面図には土かぶり厚および地下部分の深さが数字で表示されている旨主張しているが、少なくとも、その情報は右各断面図（A、B）のうち地下部分の一部に記載されているにすぎない。右各断面図のうち一階部分および二階部分、ならびに右各立面図（C、D、E、F）には土かぶり厚および地下部分の深さに関する情報はまったくない。

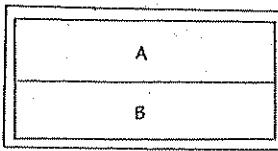
四 図書番号7-1-2 (平面詳細図2)

右図書には、平面詳細図2（A）、ドラム缶置場詳細図（B）、A断面詳

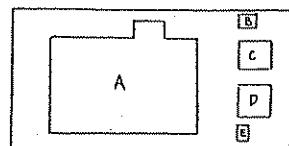
(二) 図書番号7-1-1 (立面図・断面図)

右図書には、長辺方向の断面図（A、斜線部分は地下階である）、短辺方向の断面図（B、斜線部分は地下階である）、西立面図（C）、東立面図（D）、南立面図（E）、北立面図（F）が、上記のような配置で記載されており、縮尺はいずれも「100分の1」である。（乙）二五号証の二（参照）。

が、少なくとも、一階内部仕上表（A）中の幅木、内壁、外壁内部および天井の各構造部分、ならびに一階内部仕上表（B）には、それらの情報はまったく記載されていない。また、一階内部仕上表（A）中の床構には、床用タイル張り、ビニール床シート張り等、通常の建築物に使用される仕上げ材料や仕上げ方法と何ら異なる記載はない。



- 231 -



細図（C）、B断面詳細図（D）、C断面詳細図（E）が、上記のような配置で記載されており、縮尺はいずれも「100分の1」である。（乙）二五号証の三（参照）。平面詳細図2（A）は、本件庁舎の玄関から南側部分に存する全室について、各室の平面を詳細に記載したものである。同図面は、公開図書の図書番号27および同31（いすれも縮尺は「100分の1」）の縦の通り芯⑥から⑨の間の部分を二倍に拡大したものである。ドラム缶置場詳細図（B）は本件庁舎の一階外壁に接して屋外に設置されたドラム缶置場の断面図であり、A断面詳細図（C）は一階電算機室の外壁部分の断面図であり、B断面詳細図（D）は一階階段室の外壁部分の断面図であり、C断面詳細図（E）

- 232 -

は一階通信室とBCSS端末室との間の廊下の断面図である。

国は、右図書の平面図からは地下階の壁の厚さが、同断面図からは地下階の壁、天井（一階の床ともなっている）の厚さが、それぞれ測定できる旨主張している。國のいう平面図とは平面詳細図2（A）のことである（それ以外に平面図はない）が、それは、公開図書の図書番号27および同31の各図面からも明らかのように一階部分に限定されており、地下階部分に関する情報はまったくないのであるから、平面図に関する國の右主張は誤りである。

國の主張のよう、右平面図に地下階の壁の厚さが測定できる部分の記載があるとすれば、それは機器搬入口部分の周囲（縦の通り芯⑥と⑨の間で、横の通り芯⑩と⑪の間）であると思われる。しかるに、右図面に表示された機器搬入口部分は、蓋が設置される構造となっているところ、その周囲は蓋受けのためにコンクリート増打ちがなされるのが通常であるから、その周囲の厚さを直ちに地下階の壁厚とみなすことは困難である（蓋

- 233 -